

資料 2	令和6年7月30日（火）
	地域密着型サービス事業所集団指導

令和5年度地域密着型サービス事業所運営指導結果について

本荘由利広域市町村圏組合

令和5年度 地域密着型サービス事業所等に対する指導・監査の実施状況

事業所等の区分	事業所数 (集団指導時点)	実施事業所数			指導件数			勧告・指導件数		
		集団指導	運営指導	監査	文書	口頭	合計	勧告	改善指導	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	3	1		1	3	4			
夜間対応型訪問介護	1	1								
地域密着型通所介護	19	18	4		1	12	13			
(介護予防)認知症対応型通所介護	1	1								
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	2	2								
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	20	19	1		2	5	7			
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設	3	3	1		0	8	8			
看護小規模多機能型居宅介護	2	2								
合 計	52	49	7		4	28	32			

※ 集団指導は、令和5年6月20日に実施

※ 運営指導は、令和5年7月4日から9月26日の期間に実施

令和5年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の有無を記載すること。また、苦情申し立ての窓口に、通常の事業実施地域の行政窓口を追加すること。
2	第3条の30	勤務体制の確保等	口頭	1	月ごとの勤務表を作成する際は、定期巡回サービスの提供に当たる訪問介護員と随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員の兼務関係等を明確にすること。
3	第3条の38	事故発生時の対応	文書	1	利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
4	第3条の38の2	虐待の防止	口頭	1	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するよう努めること。

令和5年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

②地域密着型通所介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	口頭	2	重要事項説明書に利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載すること。
2	第27条	介護計画の作成	口頭	1	介護計画の作成にあたり、計画期間の開始の前までに利用者又はその家族に対して当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得ること。
3	第29条	運営規程	口頭	1	運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を記載するよう努めること。
4	第32条	非常災害対策	文書	1	非常災害に関する具体的な計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
5	第3条の30の2	業務継続計画	口頭	3	業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めること。
6	第33条	衛生管理等	口頭	1	感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めること。
7	第34条	地域との連携等	口頭	1	運営推進会議の構成員には、利用者と利用者の家族を含めること。また、運営推進会議の記録を公表すること。
8			口頭	1	運営推進会議の構成員には、利用者(利用者家族)および地域住民の代表者を含める構成とすること。
9	第3条の38の2	虐待の防止	口頭	2	虐待防止のための研修を定期的実施するよう努めること。

令和5年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

③認知症対応型共同生活介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	重要事項説明書に利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載すること。
2	第102条	運営規程	口頭	1	運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を記載するよう努めること。
3	第95条	サービス提供の記録	文書	1	利用者の入退居に際して、被保険者証にその年月日を記載すること。
4	第3条の30の2	業務継続計画	口頭	1	業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めること。
5	第3条の34	広告	口頭	1	パンフレットの利用料金の説明について、加算等の説明項目に足りないものがあるので、追記すること。
6		報酬基準	文書	1	夜間支援体制加算(Ⅱ)について、夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該事業所を構成する共同生活住居の数に1を加えた数に満たない日については、算定要件を満たさないので過誤返還とすること。
7			口頭	1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)について、毎年度ごとに算定要件を確認し、記録に残すこと。

令和5年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	運営規程、重要事項説明書と現状との整合性を図ること。
2	第143条の2	栄養管理	口頭	1	栄養ケア計画の作成において、管理栄養士を配置する又は外部の管理栄養士から協力が得られるよう努めるとともに、令和6年4月1日までに栄養ケアのための体制を整えること。
3	143条の3	口腔衛生の管理	口頭	1	口腔衛生の管理について、歯科医師等の協力が得られるよう努めるとともに、令和6年4月1日までに口腔衛生の管理体制を整えること。
4	第3条の30の2	業務継続計画	口頭	1	業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を実施するよう努めること。
5	第32条	非常災害対策	口頭	1	避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めること。
6	第162条	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱い方針	口頭	1	身体拘束等適正化のための指針に基づき、研修を年2回以上実施すること。
7	第166条	運営規程	口頭	1	運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を記載するよう努めること。
8	第167条	勤務体制の確保等	口頭	1	介護職員のうち、福祉関係の資格を有さない3名について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させること。